請願・陳情される方へ

市議会への請願・陳情について

南房総市議会

（令和３年３月改定版）

請願の仕方

１　様式

（１）様式は特に定められていませんが、提出に当たっては、Ａ４判の用紙を縦長に用いて書式例を参考に邦文で作成してください。

２　件名

（１）記載例として、「○○○○○に関する請願」、「○○○○○を求める請願」

３　紹介議員

（１）請願には、紹介議員として必ず１人以上の南房総市議会議員の署名または記名押印が必要となります。

（２）紹介議員は請願の採択に努力する責務がありますので、請願の審査では、説明を求められたり、質疑があれば答弁をしなければなりません。紹介議員に依頼する際には、十分な説明をお願いします。

４　提出年月日

（１）議長に提出する年月日を記載してください。

５　請願者

（１）請願者が複数のときは、代表者を決め「請願者代表」と記載してください。

（２）請願者の住所を記載し、署名又は記名押印してください。

（３）記名押印する場合は、請願者が個人の場合は個人印。法人の場合は法人印もしくは代表者印。婦人会、ＰＴＡ、自然を守る会などの団体の場合は、代表者の個人印を押印してください。

（４）署名簿がある場合は、請願書に添付してください。

（５）署名者を請願者とするには、住所、署名又は記名押印が必要です。

（６）署名簿は、請願代表者の住所、氏名、請願の趣旨、請願事項が同一の用紙に収まる書式としてください。（署名簿だけを別紙にしたものは、当該請願との関連性が確認できないためです。）

６　請願の趣旨

（１）請願の趣旨を簡潔に記載してください。

７　請願事項

（１）請願事項は、箇条書き等で簡潔に記入してください。

８　添付資料等

（１）意見書の提出を求める場合は参考資料として意見書案を添付してください。

（２）道路、排水路等場所が関係するものは、地図等を添付してください。

９　提出・受理

（１）請願の提出にあたっては、提出者本人が議会事務局に持参いただくことを基本としていますが、郵送での提出も可能です。

（２）請願は随時受理しますが、今期定例会にかかる議会運営委員会招集日の３日前（土曜、日曜、休日を含まず）までに受理したものを今期定例会で審議します。

（３）今期定例会にかかる提出期限を過ぎて提出された場合は、次期定例会での審議となります。ただし、議長が必要と認め議会運営委員会に諮った結果、その緊急性について同意を得られたものは今期定例会で審議します。

10　委員会協議会における請願者の意見陳述

請願を提出された方は、意見陳述を行うことを希望することができます。請願が付託された委員会は、審査上の参考にするため必要があると認めたときに、委員会協議会において、請願の趣旨説明や意見を求めることができます。

（１）意見陳述の申し出

意見陳述を希望する場合は、所定の用紙に必要事項を記載し、署名又は記名押印のうえ、請願書と併せて議長へ提出してください。

（２）意見陳述の許可

意見陳述の申し出があった場合、請願を付託された日（本会議において議長が付託した旨を報告した日）に請願を付託された委員会は、委員会協議会を開き、審査上の参考にするため必要があると認めるときは、意見陳述を許可します。

（３）意見陳述の方法

意見陳述が行われる場合は、委員会会議前に委員会協議会を開きますので、請願にかかる実状や意見を述べてください。

ア　陳述人数　意見を陳述できる方は、請願者１名とします。ただし、陳述する方のほか請願者１名まで同席することができます。

イ　陳述時間　５分以内です。

ウ　質疑　意見陳述後に委員から請願者に対し質疑することがあります。なお、請願者は委員に対して質疑することはできません。

エ　資料配付　資料を配付することはできません。

オ　その他留意事項

(ｱ) 当該請願にかかる範囲外の発言はしないでください。

(ｲ)個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定の個人や団体等を誹謗中傷する発言、名誉を棄損する発言等はしないでください。

(ｳ)会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないでください。

11　審査・審議

（１）委員会での審査を経て、本会議で審議します。（請願文書表を作成し、議員へ配布するとともに、委員会へ付託します。委員会で審査し、委員会の結論をもとに、本会議で審議の上、採択、不採択のいずれかに決定します。）

12　請願者の皆様へ（個人情報の取扱いについて）

（１）請願書に記載された個人情報（住所、氏名）は、審査、審議等のために用いるほか、内容等の問い合わせに使用することがあります。

（２）審査、審議のため作成される請願文書表には、受理番号、請願者（請願者が複数の場合は代表者）の住所及び氏名、要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日が記載されます。

（３）請願文書表は、議員、市職員、報道関係者に配付するほか、議長が必要があると認めた場合に配付します。

（４）請願文書表には、提出された請願書の写しを資料として添付します。

（５）署名簿の写しは請願文書表には添付しません。

（６）議員は議長に申し出れば署名簿を閲覧できることとしています。

請願表紙　様式例

請　　願　　書

○○○○○○○○○○○に関する請願

紹介議員　　○　○　○　○

（署名又は記名押印）

請願本文　様式例

令和○○年○○月○○日

南房総市議会
議長　○　○　○　○　様

請願者
住　所　○○○○○○○
氏　名　○　○　○　○
連絡先　○○○○○○○○○
（氏名は署名又は記名押印）

○○○○○○○○○○に関する請願

請願の趣旨
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

請願事項
１　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・することと。
２　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・すること。
３　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・すること。
・
・

添付の参考資料として

意見書　様式例

○○○○○○○○○○○○に関する意見書案

（意見書の趣旨、内容を記入してください。）

・・

よって、（国会及び政府）においては、下記事項について・・・・・・・・・するよう要望する。

記

１　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・することと。
２　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・すること。
３　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日（年月日は空欄のまま）

千葉県南房総市議会

衆議院議長　　様
参議院議長　　様
内閣総理大臣　様
財務大臣　　　様

意見陳述申出書　様式　表面

令和　　年　　月　　日

南房総市議会議長　　○　○　○　○　様

住　所(所在地)
団体(法人)名
氏　名(代表者)
（氏名は署名又は記名押印）

意見陳述申出書

令和　　年　　月　　日に提出した請願書についての意見陳述をしたいので、裏面事項に承諾のうえ、申し出ます。

１　請願件名：

２　意見陳述者氏名：

３　同席者氏名（１名）：

意見陳述申出書　様式　裏面

委員会協議会における請願者の意見陳述について

請願を提出された方は、意見陳述を行うことを希望することができます。
請願が付託された委員会は、審査上の参考にするため必要があると認めたときに、委員会協議会を開き、請願の趣旨の説明や意見をもとめることができます。

１　意見陳述の申し出
意見陳述を希望する場合は、所定の用紙に必要事項を記載し、署名又は記名押印のうえ、請願書と併せて議長へ提出してください。

２　意見陳述の許可
意見陳述の申し出があった場合、請願を付託された日（本会議において議長が付託した旨を報告した日）に請願を付託された委員会は、委員会協議会を開き、審査上の参考にするため必要があると認めるときは、意見陳述を許可します。

３　意見陳述の方法
意見陳述が行われる場合は、委員会会議前に委員会協議会を開きますので、請願にかかる実状や意見を述べてください。
ア　陳述人数　意見を陳述できる方は、請願者１名とします。ただし、陳述する方のほか請願者１名まで同席することができます。
イ　陳述時間　５分以内です。
ウ　質疑　意見陳述後に委員から請願者に対し質疑することがあります。なお、請願者は委員に対して質疑することはできません。
エ　資料配付　資料を配付することはできません。
オ　その他留意事項
(ｱ)当該請願にかかる範囲外の発言はしないでください。
(ｲ)個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定の個人や団体等を誹謗中傷する発言、名誉を棄損する発言等はしないでください。
(ｳ)会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないでください。

陳情の仕方

１　様式

（１）様式は特に定められていませんが、提出に当たっては、Ａ４判の用紙を縦長に用いて書式例を参考に邦文で作成してください。

２　件名

（１）件名記載例として「〇〇〇〇〇に関する陳情」、「〇〇〇〇〇を求める陳情」

３　紹介議員

（１）陳情には、紹介議員は必要といたしません。

４　提出年月日

（１）議長に提出する年月日を記載してください。

５　陳情者

（１）陳情者が複数のときは、代表者を決め「陳情者代表」と記載してください。

（２）陳情者の住所を記載し、署名又は記名押印してください。

（３）記名押印する場合は、陳情者が個人の場合は個人印。法人の場合は法人印もしくは代表者印。婦人会、ＰＴＡ、自然を守る会などの団体の場合は、代表者の個人印を押印してください。

（４）署名簿がある場合は、陳情書に添付してください。

（５）署名者を陳情者とするためには住所、署名又は記名押印が必要です。

（６）署名簿は、陳情代表者の住所、氏名、陳情の趣旨、陳情事項が同一の用紙に収まる書式としてください。（署名簿だけを別紙にしたものは、当該陳情との関連性が確認できないためです。）

６　陳情の趣旨

（１）陳情の趣旨を簡潔に記載してください。

７　陳情事項

（１）陳情事項は、箇条書き等で簡潔に記入してください。

８　添付資料等

（１）意見書の提出を求める場合は参考資料として意見書案を添付してください。

（２）道路、排水路等場所が関係するものは、地図等を添付してください。

9　提出・受理

（１）陳情の提出にあたっては、提出者本人が議会事務局に持参いただくことを基本としています。

（２）郵送での提出も可能ですが、市外にお住いの方が郵送で提出した場合は、議員配布として取り扱います。

（３）陳情は随時受理しますが、今期定例会にかかる議会運営委員会招集日の３日前（土曜、日曜、休日を含まず）までに受理したものを今期定例会で取扱います。

（４）今期定例会にかかる提出期限を過ぎて提出された場合は、次期定例会での取扱いとなります。ただし、議長が必要と認め議会運営委員会に諮った結果、その緊急性について同意を得られたものは今期定例会で取り扱います。

10　陳情書の取扱い

（１）議長が必要があると認めるものは、請願書の例（委員会審査、本会議審議）により取り扱います。

（２）請願書の例により処理することが適当と認められた以外のものは、陳情内容等により議員への配布又は議長受理として取り扱います。

（３）市外にお住いの方が郵送で提出した場合は、議員配布として取扱います。

11　陳情者の皆様へ（個人情報の取扱いについて）

（１）陳情書に記載された個人情報（住所、氏名）は、審査、調査等のために用いるほか、内容等の問い合わせに使用することがあります。

（２）請願書の例により処理することが適当と認められた陳情書は、陳情文書表を作成します。陳情文書表には、受理番号、陳情者（陳情者が複数の場合は代表者）の住所及び氏名、要旨並びに受理年月日が記載されます。

（３）陳情文書表は、議員、市職員、報道関係者に配付するほか、議長が必要があると認めた場合に配付します。

（４）陳情文書表には、提出された陳情書の写しを資料として添付します。

（５）署名簿の写しは陳情文書表には添付しません。

（６）議員は議長に申し出れば署名簿を閲覧できることとしています。

陳情　様式例

令和○○年○○月○○日

南房総市議会
議長　○　○　○　○　様

陳情者
住　所　○○○○○○○
氏　名　○　○　○　○
連絡先　○○○○○○○○○
（氏名は署名又は記名押印）

○○○○○○○○○○に関する陳情

陳情の趣旨
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

陳情事項
1　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・することと。
2　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・すること。
3　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・すること。
・
・

添付の参考資料として

意見書　様式例

○○○○○○○○○○○○に関する意見書案

（意見書の趣旨、内容を記入してください。）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

よって、（国会及び政府）においては、下記事項について・・・・・・・・・するよう要望する。

記

１　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・するること。
２　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・すること。
３　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日（年月日は空欄のまま）

千葉県南房総市議会

衆議院議長　　様
参議院議長　　様
内閣総理大臣　様
財務大臣　　　様